

医推第1371号
令和3年2月18日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(公社)岡山県看護協会

} 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.171」の提供について

このことについて、公益財団法人日本医療機能評価機構から別添の
とおり情報提供がありました。

つきましては、当該内容について御了知の上、必要に応じ貴会会
員に対し周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを念の
ため申し添えます。

保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

事故防止 195号
2021年2月15日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 171」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、2月15日に「医療安全情報 No. 171」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

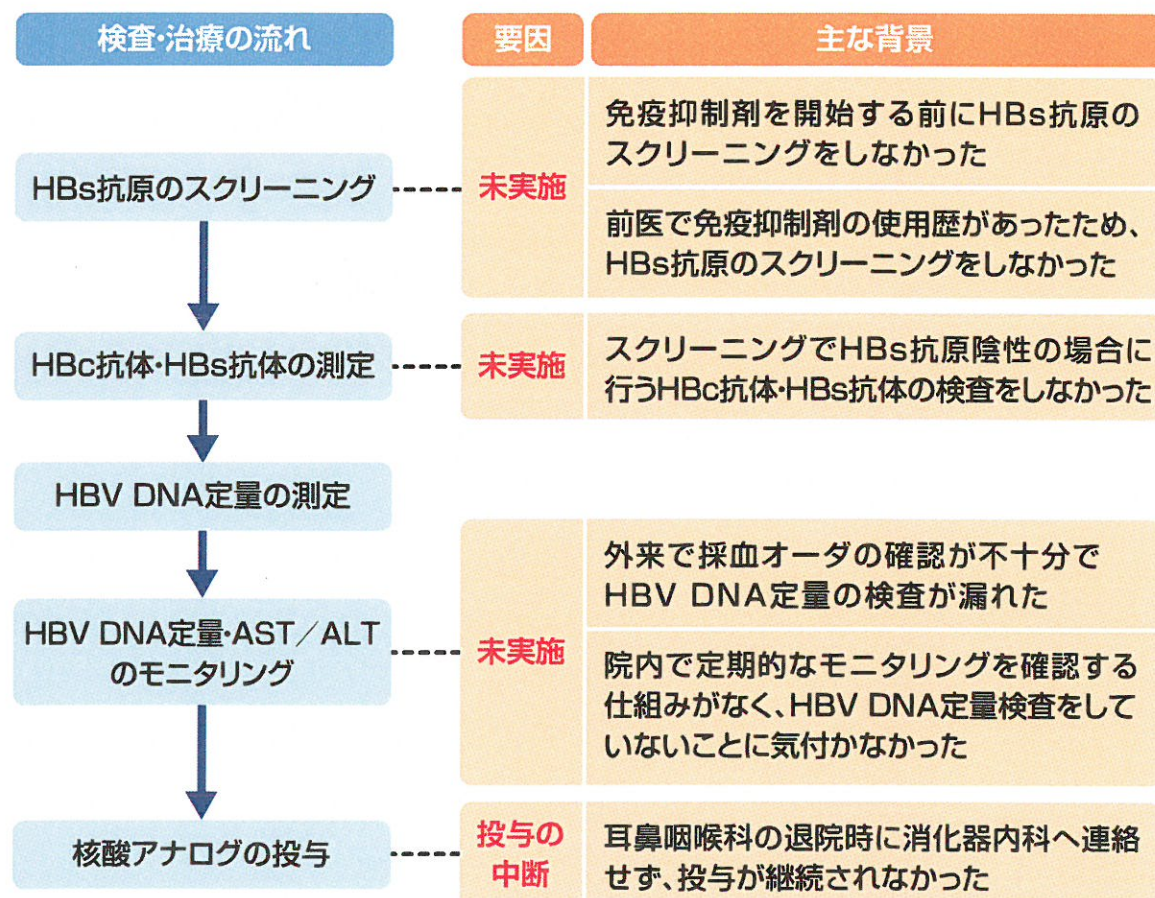
医療
安全情報

免疫抑制・化学療法による B型肝炎ウイルスの再活性化

No.171 2021年2月

スクリーニング、モニタリングなどの未実施や核酸アナログ製剤の投与の中断で、免疫抑制・化学療法によりB型肝炎ウイルス(HBV)が再活性化し、患者に影響があった事例が13件報告されています(集計期間:2017年1月1日～2020年12月31日)。この情報は、第48回報告書「再発・類似事例の分析」の内容をもとに作成しました。

免疫抑制・化学療法によりHBVが再活性化し、患者に影響があった事例が報告されています。



免疫抑制・化学療法によるB型肝炎ウイルスの再活性化

事例 1

患者は、関節リウマチの治療のため数年前より免疫抑制剤が処方されていたが、免疫抑制剤を開始する前にHBs抗原の有無を検査されていなかった。心臓カテーテル検査の目的で入院した際、血液検査でHBs抗原が高値であり、肝胆臓内科にコンサルトした。精査の結果、B型肝炎と診断し、核酸アナログ製剤の投与を開始した。

事例 2

患者は急性リンパ性白血病で骨髄移植後、免疫抑制剤を使用していた。外来診察時、患者に肝障害が認められたため確認したところ、HBV既感染パターンであり、1～3ヶ月ごとに実施するHBV-DNA定量検査を行っていなかったことに気付いた。精査の結果、HBVの再活性化による急性肝炎と診断し、緊急入院となった。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・免疫抑制・化学療法により発症するHBV再活性化について、B型肝炎治療ガイドラインとともに院内で周知する。
- ・免疫抑制・化学療法を開始する患者がHBs抗原陽性の場合は、専門診療科に相談する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

一般社団法人日本肝臓学会肝炎診療ガイドライン作成委員会 編 B型肝炎治療ガイドライン 第3.2版 (2020年7月) に免疫抑制・化学療法により発症するB型肝炎対策ガイドラインが掲載されています。

https://www.jsh.or.jp/medical/guidelines/jsh_guidelines/hepatitis_b

取り組みのポイント

- ・院内でHBV再活性化に注意する薬剤を明確にし、HBs抗原をスクリーニングする仕組みの構築を検討しましょう。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>